

米国の再輸出規制と国際交渉

拓殖大学 佐藤 丙午

再輸出規制の政治的・法的枠組み
(再輸出のパターン)

適切に使用 (use) されているか
 輸出した製品・技術が輸出先から第三国に移転 (transfer) される
 当初は再移転の意図無の場合
 当初から再移転を企図の場合
 輸出された製品・技術の保全 (security)

(問題)

輸出後の製品・技術の最終使用者・最終使用者の管理は可能か?
 可能とさせる政策手段は何か?

再輸出の管理：政府の役割

Re-export Control (EAR)に基づく規制

商務省の Bureau of Industry and Security (BIS) による汎用製品・技術等の規制

ECCN、仕向け地、最終使用者、最終用途、Conduct、による規制

再輸出規制の対象品 (申請段階での情報提示)

米国内で製造、米国既製品が一定の割合以上、米国技術で製造・特定の目的地等

Blue Lantern (AECA 40A): 商業目的で輸出された防衛装備品、技術データ、サービス

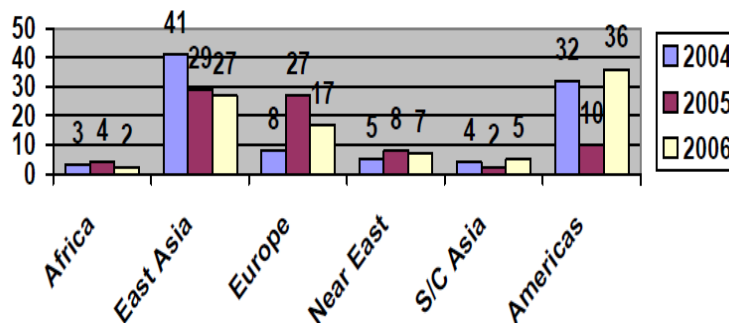
国務省の Directorate of Defense Trade Controls (DDTC) が管轄

Research and Analysis Division (RAD) が担当 (Pre-License Check と Post-Shipment Verification を行う) 2006 年は 80 名の国務省役人・8 名の軍人・45 名の契約者・DHS・FBI

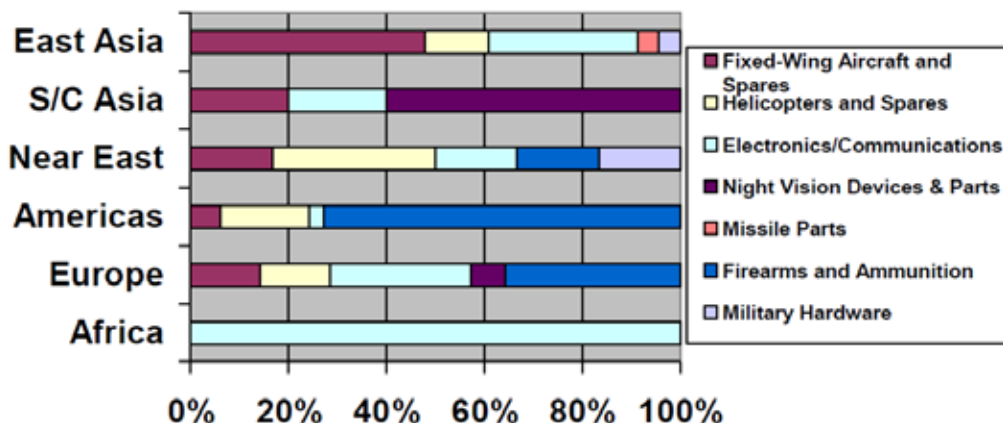
- ・輸入者が、使用、移転、防衛装備品とサービスの保全を米政府の規定通り実施しているかどうか
- ・その製品とサービスが提供された目的通りに使用されているか

FY2006 のケース

Total Number of Unfavorable Blue Lanterns by Region



FY 2006 Unfavorable Blue Lanterns: Leading Commodity Types by Region



- 1) 契約段階
- 2) ライセンス申請段階 (国内の輸出管理当局: 国務省・国防総省等): pre-shipment
 確立したクライテリアで判断 (サンプル審査ではない)
 非通常の外国引き合い者、通常使用しない輸出経路、非合法活動の歴史、輸出・税関管理の不備、相手国での使用が疑わしい製品、不明な最終使用者・仲介者
- 3) 輸出後段階: post-shipment verification
 設置 (Delivery to proper destination)
 使用方法 (Proper End-Use)
 保管管理・運営 (Compliance to Licensed Conditions)
- 4) (流通段階)
 PSI、Transshipment Security Initiative

誰が査察を担当するか

大使館に配置された人間、DDTC から派遣

再輸出管理・最終使用者モニタリングを可能とする措置

- ・ Post-shipment Verification に関する GAO 報告書 (August 2000)
 - ・ 国毎に使用方法が異なるため、国防総省が明確な査察ガイドラインを作成できない
 - ・ モニタリングの必要条件を提示できない (DCSA の 5 条件は存在)
 - ・ 国務省と国防総省の連携不足 (兵器の特性に関する情報が提供されない)
 - ・ 設置後の状況に関する情報は相手国から提供される (情報の信頼性)
 - ・ 最終使用モニタリングのコストと人的配置に関する議会報告がなされていない
 2002 年より作成 (FY2006 が最新)
- ・ どのような条件の下で可能となるか
 二国間交渉: ex. 日米防衛装備協力の協議
 契約段階での取り決め (輸出管理手続きに従って)
 履行されるかどうかの問題
- ・ 強制力
 経済制裁 (キューバ、スーダン、北朝鮮、イラン・・・)
 差別的措置 (違反した場合の DPL に掲載)

経済的圧力

・アウトリーチ活動

FY2006：BIS はドイツとオーストリアで9回実施（US Reexport Controls Seminar）

HP 等での広報（相手国の企業の意識改革を進める）

日本で可能か？

以上